

長崎県建築設計等委託業務成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、土木部建築課、住宅課の所掌する建築工事（電気設備工事、機械設備工事等含む）に係わる設計等委託業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定めて、適正かつ的確な評定の実施を図り、もって委託業務の受注者の適正な選定及び設計等委託業務の品質確保に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象は、原則として、1件の請負金額が100万円以上の建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいう。）、耐震診断業務及び1件の請負金額が500万円以上の地質調査業務とする。

(評定者)

第3 評定を行うもの（以下「評定者」という。）は、検査職員、担当班長等、主任監督員、監督員及び各担当者とする。

(評定の方法)

第4 評定は、建築設計等委託業務成績評定表（別記様式第1号）及び別に定める長崎県建築設計等委託業務成績評定要領の運用に基づき、業務の実施能力、実施状況、業務目的の達成度、その他必要な事項について、委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行う。

なお、評定者は、評定にあたり地方機関担当者の意見を聞くことができる。

(評定の結果の通知)

第5 契約担任者は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該建築設計委託業務の受注者に対して、評定結果を建築設計委託業務成績評定通知書（様式第2号）により通知する。

(評定の修正)

第6 契約担任者は、業務完了後に生じた事由等により、当該評定を修正する必要があると認められる場合には、必要な修正を行わなければならない。

二 契約担任者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を建築設計委託業務成績再評定通知書（様式第4号）により当該建築設計委託業務の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第7 第5に規定する評定結果の通知（第6に規定する評定の修正に係る通知を含む。以下同じ。）を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に様式第6号により、契約担任者に対して評定点の内容について説明を求めるこ

とができる。

- 2 契約担任者は、評定点の通知を受けた受注者から評定点について説明を求められた場合、速やかに様式第7号により回答する。

(地質調査業務における準用)

- 第8 地質調査業務の評定においては、第4から第7を適用せず、別途定める「長崎県委託業務成績評定要領」の第4から第7を準用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日以降に契約する委託業務に適用する。

この要領は、平成26年6月1日以降に完了する委託業務に適用する。

別記様式第1

建築設計等委託業務成績評定表			
			平成 年 月 日
			長崎県土木部建築課
委託番号			
業務名称			
契約金額	当初: 円	最終:	円
契約日	平成 年 月 日		
履行期間	当初: 平成 年 月 日	最終:	平成 年 月 日
完了年月日	平成 年 月 日	完了検査日	平成 年 月 日
契約相手方名称・所在地	名称: 所在地:		
管理技術者氏名			
担当主任技術者氏名	建築: 電気:	構造: 機械:	積算: :
監督員	所属:	氏名:	印
電気設備担当職員	所属:	氏名:	印
機械設備担当職員	所属:	氏名:	印
主任監督員	所属:	氏名:	印
検査職員	所属:	氏名:	印
電気設備担当班長	所属:	氏名:	印
機械設備担当班長	所属:	氏名:	印
業務評定点			
業務評定点(総合点) ①-③[①-③-④]		(65.0)	[]
(修正を行った日付 平成 年 月 日)			
業務評定点(総合点)の内訳			
① 業務評定点(総合点:減点無し)	(65.0)	[]	[]
② 基礎点	(65.0)	[]	[]
③ 業務履行中に生じた事由による減点	(-)	[]	[]
④ 業務完了後に生じた事由による減点	[]	[]	[]
管理技術者評定点			
管理技術者評定点	(65.0)	[]	[]
業務評定点(総合点:減点無し)の分野別内訳			
建築意匠	(65.0)	[]	電気設備 (65.0) []
建築構造	(65.0)	[]	電気設備積算 (65.0) []
建築積算	(65.0)	[]	機械設備 (65.0) []
			機械設備積算 (65.0) []

※複数による検査が行われる場合、検査職員全員の所属及び氏名を検査職員所属・氏名欄に明記して押印すること。
 その際、総括検査職員(検査の結果を総括する職員)が定められた場合には、総括検査職員とそれ以外の検査職員の別についても明示すること。

※[]内は修正後

様式第2号

平成 年 月 日

(受注者)
商号又は名称
代表者氏名 殿

(発注者)
印

建築設計等委託業務成績評定通知書

貴社が受注した下記業務について、長崎県建築設計等委託業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑義があるときは、その疑義の旨を付して、この通知を受けた日から14日（休日を含む）以内に書面により説明を求めることができます。

疑義の旨に対する説明は、書面により郵送しますので宛名を記入した返信用封筒を同封してください。

記

- 1 委託業務番号
- 2 委託業務名
- 3 委託場所
- 4 工期
- 5 業務評定点及び管理技術者評定点

別紙様式第3号「建築設計等委託業務成績評定通知表」に示す

- 6 書面の提出先 担当課長

様式第 3-1号

建築設計等委託業務成績評定通知書		
平成 年 月 日 長崎県土木部建築課		
委託番号		
委託名称		
<u>委託業務場所</u>		
契約金額	当初： 円	最終： 円
履行期間	当初：平成 年 月 日	最終：平成 年 月 日
完了年月日	平成 年 月 日	
完了検査年月日	平成 年 月 日	
契約相手方名称・所在地	名称：	所在地：
管理技術者氏名		
担当主任技術者氏名	建築：	構造： 積算：
	電気：	機械：
業務評定点		
①総合点（基礎項目注1）及び創意工夫項目注2）の評価による）（ ）		
②基礎点（基礎項目のみの評価による）（ ）		
管理技術者評定点		
管理技術者評定点（管理技術者に対する評価）（ ）		

注1) 基礎項目とは、全ての業務に共通する基礎的な内容に関する評価項目をいう。

注2) 創意工夫項目とは、業務の履行上の創意工夫に関する項目をいい、「創意工夫の余地の小さい業務」については評価を行わない。

注3) 総合点には、業務履行中の減点がある場合、それを加算している。

様式第 3-2 号

建築設計等委託業務成績評定通知書（公表用）	
平成 年 月 日 長崎県土木部建築課	
委託番号	
委託名称	
委託業務場所	
完了検査年月日	平成 年 月 日
業務評定点	
①総合点（基礎項目注1）及び創意工夫項目注2）の評価による）	（ ）
②基礎点（基礎項目のみの評価による）	（ ）
管理技術者評定点	
管理技術者評定点（管理技術者に対する評価）	（ ）

注1） 基礎項目とは、全ての業務に共通する基礎的な内容に関する評価項目をいう。

注2） 創意工夫項目とは、業務の履行上の創意工夫に関する項目をいい、「創意工夫の余地の小さい業務」については評価を行わない。

注3） 総合点には、業務履行中の減点がある場合、それを加算している。

参考

業務評定点（総合点）の内訳

業務名	建築課新築工事の設計業務
受注者名	建築課計画指導班株式会社
業務評定点（総合点：減点無し）	65 点
業務履行中に生じた事由による減点	点
業務完了後に生じた事由による減点	点

業務評定点（総合点：減点無し）の加減点数の評価項目別内訳

評価項目	評価の視点	項目の分類	指標	得点		配点
業務の実施能力	業務実施体制	業務態勢、自主管理	基礎	0	0.00	／ 1.00
	管理技術者の能力	業務の全体把握、工程管理、取組姿勢、責任感の強さ、説明力（プレゼンテーション力）、協調性	基礎	0	0.00	／ 2.00
	主任担当技術者の能力	他分野との調整、工程管理、取組姿勢、責任感の強さ、説明力（プレゼンテーション力）、協調性	基礎	0	0.00	／ 2.00
業務の実施状況	業務履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価	記載の程度、途中成果物の内容	基礎	0	0.00	／ 4.00
	調整及び説明、対応の迅速性	基礎：打合せ内容の理解、記録、指示・協議事項への対応 創意工夫：設計提案等の説明（プレゼンテーション力）	基礎	0	0.00	／ 2.00
			創意工夫	0	0.00	／ 1.00
	与条件の理解、業務への反映（設計提案）	基礎：与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討、仕様書・基準類の理解、施工に関する一般的な知識 創意工夫：創意工夫、積極的な提案、専門的な知識、法令等の理解、特定行政庁等との調整	基礎	0	0.00	／ 4.00
創意工夫			0	0.00	／ 3.00	
業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度、成果物の内容	基礎	0	0.00	／ 20.00
	課題への対応	課題（物理的条件、社会的条件、要望、コスト）への対応	創意工夫	0	0.00	／ 8.00
				小計（基礎項目）	0.00	／ 35.00
				小計（創意工夫項目）	0.00	／ 12.00
				合計	0.00	／ 35.00

（表の見方）

- 1) 評定点は65点を標準として加減点最大±35点で算出している。
- 2) 加減点数の項目別の配点は、業務内容によって異なる。
- 3) 本業務の受託者が得点した点数を項目別に指標化している。
- 4) 指標は0を標準（加減点なし）とし、-100から+100までの整数で表示している。
- 5) 「創意工夫の余地の小さい業務」については、創意工夫項目の評価を行わない。

様式第4号

文 書 番 号
平成 年 月 日

(受注者)
商号又は名称
代表者氏名 殿

(発注者)
印

建築設計等委託業務成績再評価通知書

貴社が受注した下記業務について、長崎県建築設計委託業務成績評価要領に基づき再評価した結果を通知します。

なお、評価の結果に疑義があるときは、その疑義の旨を付して、この通知を受けた日から14日（休日を含む）以内に書面により説明を求めることができます。

疑義の旨に対する説明は、書面により郵送しますので宛名を記入した返信用封筒を同封してください。

記

- 1 委託業務番号
- 2 委託業務名
- 3 委託業務場所
- 4 工 期
- 5 業務評定点及び管理技術者評定点

別紙様式第5号「建築設計等委託業務成績評価通知書（再通知）」に示す

- 6 書面の提出先 担当課長

様式第 5-1号

建築設計等委託業務成績評定通知書（再通知） 平成 年 月 日 長崎県土木部建築課		
委託番号		
委託名称		
<u>委託業務場所</u>		
契約金額	当初： 円	最終： 円
履行期間	当初：平成 年 月 日	最終：平成 年 月 日
完了年月日	平成 年 月 日	
完了検査年月日	平成 年 月 日	
契約相手方名称・所在地	名称：	所在地：
管理技術者氏名		
担当主任技術者氏名	建築：	構造： 積算：
	電気：	機械：
業務評定点（再通知）		
①総合点（基礎項目注1）及び創意工夫項目注2）の評価による） （ ）		
②基礎点（基礎項目のみの評価による） （ ）		
管理技術者評定点（再通知）		
管理技術者評定点（管理技術者に対する評価） （ ）		

注1) 基礎項目とは、全ての業務に共通する基礎的な内容に関する評価項目をいう。

注2) 創意工夫項目とは、業務の履行上の創意工夫に関する項目をいい、「創意工夫の余地の小さい業務」については評価を行わない。

注3) 総合点には、業務履行中の減点がある場合、それを加算している。

様式第 5-2 号

建築設計等委託業務成績評定通知書（再通知・公表用）	
平成 年 月 日 長崎県土木部建築課	
委託番号	
委託名称	
委託業務場所	
完了検査年月日	平成 年 月 日
業務評定点（再通知）	
①総合点（基礎項目注1）及び創意工夫項目注2）の評価による）	（ ）
②基礎点（基礎項目のみの評価による）	（ ）
管理技術者評定点（再通知）	
管理技術者評定点（管理技術者に対する評価）	（ ）

注1） 基礎項目とは、全ての業務に共通する基礎的な内容に関する評価項目をいう。

注2） 創意工夫項目とは、業務の履行上の創意工夫に関する項目をいい、「創意工夫の余地の小さい業務」については評価を行わない。

注3） 総合点には、業務履行中の減点がある場合、それを加算している。

注4） 再通知の場合は、総合点に業務完了後に生じた事由による減点を加算している。

様式第6号

建築設計等委託業務成績評定結果説明資料請求書

平成 年 月 日

契約担任者 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

自社が受注した委託業務について、委託業務成績評定の内容の説明をお願いします。

記

- 1 委託業務番号
- 2 委託業務名
- 3 委託業務場所
- 4 事業担当課
- 5 その他

様式第7号

文 書 番 号
平成 年 月 日

(受注者)
商号又は名称
代表者氏名 殿

契約担当者

印

建築設計等委託業務成績評定結果説明資料請求に関する回答

貴社受注業務の 年 月 日付説明資料請求に対して下記のとおり回答します。

記

1 委託業務名

業務評定点（総合点：減点無し）の加減点数の評価項目別内訳

評価項目		項目分類	得点/配点	所見
業務の実施能力	業務実施体制	基礎		
	管理技術者の能力	基礎		
	主任担当技術者の能力	基礎		
業務の実施状況	業務履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価	基礎		
	調整及び説明、対応の迅速性	基礎		
		創意工夫		
	与条件の理解、業務への反映（設計提案）	基礎		
創意工夫				
業務目的の達成度	業務目的の達成度	基礎		
	課題への対応	創意工夫		

減点に関する項目

--

